

IFRSをめぐる動向 第156回 「企業結合-開示、のれん及び減損」プロジェクトの最近の動向（2023年1月～9月IASB会議での再審議）

(28頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2020年3月に公表されたディスカッション・ペーパー（DP）「企業結合-開示、のれん及び減損」に関する、2023年1月以降のIASBの再審議の状況について説明します。DPの公表経緯及び2022年12月までの再審議の状況については、本連載の第136回（No.3529）、第143回（No.3560）、第146回（No.3576）及び第150回（No.3594）の解説をご参照ください。なお、2022年12月のIASB会議において本プロジェクトの名称が「のれんと減損」から「企業結合-開示、のれん及び減損」に変更されたことに伴い、本連載におけるタイトルのプロジェクト名も変更しています。

本稿の内容は今後のIASBの審議状況によって変更される可能性があり、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2. IASB会議の状況

2023年1月から9月のIASB会議において、IASBは、主に企業結合の開示と減損テストの改善に関する議論を行いました。また、IASBは、IFRS第3号「企業結合」とIAS第36号「資産の減損」の修正に関する公開草案の公表について決定をしています。【図表1】では、2023年1月から9月のIASB会議における本プロジェクトの主な暫定決定をまとめています。

【図表1】2023年1月から9月のIASB会議における主な暫定決定

| 時期 | トピック | 主な暫定決定の内容 |
|-------------|------|---|
| 2023年 1月 | 開示 | ・ 企業結合に関する開示の一部について免除が認められる場合と免除の適用にあたって要求される事項を決定。 ・ 期待されるシナジーに関する開示要求について決定。 |
| 2023年 | 開示 | ・ 企業結合後の業績に関する情報開示に対するマネジメント・ |

| | | |
|-------------|-------|--|
| 2月 | | アプローチについて決定。 |
| 2023年 3月 | 減損テスト | ・使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの制限の削除と税引前の割引率の使用に関する要求の削除について決定。 |
| 2023年 5月 | 減損テスト | ・定量的なのれんの減損テストを毎年実施する要求を維持することを決定。 ・現行の減損テストよりも著しく有効な別の減損テストの設計は実行可能ではないと決定。 |
| 2023年 7月 | 減損テスト | ・のれんを資金生成単位又は資金生成単位グループに配分する規定（IAS第36号第80項）の明確化について決定。 |
| 2023年 9月 | 移行措置等 | ・IFRS第3号及びIAS第36号の修正に関する移行措置と初度適用企業の取扱いについて決定。 ・IFRS第3号及びIAS第36号の修正に関する公開草案の公表に向けたプロセスを開始することを決定。 |

以下では、2023年1月から9月までのIASB会議における再審議の状況について、企業結合の開示、減損テストの改善、移行措置のトピックに分けてそれぞれ説明します。

3. 再審議における主な論点と概要

(1) 企業結合の開示

① 開示免除

企業結合の開示については、主に企業結合の成果に関する開示項目を追加することが2022年9月のIASB会議で暫定決定されています。しかし、拡充された開示要求に従うと、商業上の機密を開示する結果になる可能性があるという財務諸表作成者からの懸念があり、そのような懸念への対応として、一部の開示には免除規定を設けることも暫定決定されていました。

2023年1月のIASB会議では、具体的にどのような場合に開示の免除が認められるかについて議論されました。原則として、特定の情報項目を開示すると企業結合に関する企業の目的が著しく損なわれると予想される場合に、当該情報項目を開示しないことが認められると暫定決定されました。

また、企業が免除規定を適用するにあたっては、次のようなことが要求されると暫定決定されました。

- ・ 開示免除対象の情報を開示することの影響や当該情報の入手可能性を含む様々な要因を考慮する
- ・ 集約したレベルで情報を開示することが可能であるかどうか検討する
- ・ 各情報項目に免除を適用した旨及びその理由を開示する
- ・ 各報告期間において、免除の適用が依然として適切かどうか見直す（免除の適用が適切でなくなった場合は、過去に免除された情報項目を開示する）

【図表 2】では、追加開示される情報項目のうち、どの項目が免除規定の対象となるかを示しています。企業結合後の期間における実際の業績については、2022年9月のIASB会議で開示免除の対象外となっていました。しかし、当該情報は開示免除の対象となる指標や目標と関連する情報でもあるため、原則として定性的な記述の開示が求められるものの、免除が認められる項目となることが暫定決定されました。

【図表 2】 追加の開示要求と免除対象のまとめ

| 情報項目 | | 追加の開示要求の有無 | | 免除の対象か |
|---------------------|-------------------------------------|------------|-----------------|--------|
| | | 重要性のある企業結合 | 戦略的に重要な企業結合(*1) | |
| 取得年度におけるシナジーの定量的な情報 | | あり | あり | 対象 |
| 企業結合後の業績関連 | 企業結合の戦略的根拠 (Strategic rationale) | あり | あり | 対象外 |
| | 企業結合の目的 (Objective) | なし | あり | 対象 |
| | 経営者がモニターする指標 (Metric) 及び目標 (Target) | なし | あり | 対象 |

| | | | | |
|--|---------------------------|----|----|------------|
| | 企業結合後の期間における 実際の業績（*2） | なし | あり | 対象（* 3） |
|--|---------------------------|----|----|------------|

（*1）戦略的に重要な企業結合とは、目的を満たせないと企業が全体的な事業戦略を達成することに対して深刻なリスクが生じるような企業結合と定義される。

（*2）企業結合について企業の目標を満たしたかどうかを定性的な記述により開示する。

（*3）2023年1月のIASB会議において、対象外から対象に変更となった項目である。

② 期待されるシナジー

2022年9月のIASB会議では、追加の開示項目として、企業結合が行われた報告期間において企業結合から期待されるシナジーを定量的に開示することが暫定決定されていました。

2023年1月のIASB会議では、具体的に次のような開示要求が暫定決定されました。

- ・期待されるシナジーに関する定量的情報をカテゴリー別（例えば、収益シナジーの合計額やコストシナジーの合計額など）に開示する
- ・カテゴリー別の合計額の開示が免除の要件を満たす場合、全カテゴリーの合計額として開示すると免除を適用する理由を解消できるかどうかを検討し、解消できる場合には、全カテゴリーの合計額を開示する
- ・期待されるシナジーの各カテゴリーを明示することによってシナジーの性質を記述する
- ・シナジーから期待される便益の開始時期といつまで続く見込みか（シナジーが見込まれる期間が不確定かを含む）を開示する

③ マネジメント・アプローチ

DPでは、企業結合後の業績に関して経営者がモニターする指標等について予備的見解が示されましたが、当該予備的見解の経営者とは、IFRS第8号「事業セグメント」で定義される最高経営意思決定者（chief operating decision maker：CODM）を指していました。しかし、DPに対するフィードバックでは、企業結合の詳細はCODMより低いレベルの経営者がレビューしている可能性があるとの指摘がありました。

IASB は、2023 年 2 月において、企業結合後の業績に関する開示の対象となる情報をモニターする経営者のレベルを、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義される報告企業の経営幹部（key management personnel）として記述することを暫定決定しました。

その他、DP の予備的見解では、企業結合後の業績の開示に関して経営者がモニターする指標を変更した場合に、新たな指標と変更の理由を開示することを要求していましたが、当該要求の有益性が明確ではないことから、IASB は、この予備的見解を進めないことを暫定決定しました。なお、経営者がモニタリングを中止する場合に、中止する旨及びその理由を開示する予備的見解は維持され、さらに、中止する場合であっても実際の業績に関する情報の開示が求められることが暫定決定されました。

(2) 減損テストの改善

① 使用価値の算定における将来キャッシュ・フローと割引率

現行の IAS 第 36 号では、使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りは資産又は資金生成単位の現在の状態に基づくため、企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリング及び資産の性能の改善又は拡張から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フローを含めることが禁止されています（IAS 第 36 号第 44 項）。したがって、このようなキャッシュ・フローが企業の予算に織り込まれている場合には、減損テストのために予算を調整して将来キャッシュ・フローを見積る必要があり、コストと複雑性が生じるとの意見が聞かれていました。

DP では、このようなキャッシュ・フローについての制限を廃止することを予備的見解として示していました。DP へのフィードバックでは肯定的な意見が寄せられており、2023 年 3 月の IASB 会議において当該制限を廃止することが暫定決定されました。

なお、資産又は資金生成単位を現在の状態において評価するという要求は維持されます。そのため、既存の資産に関連してキャッシュ・フローが得られる可能性がある場合に、このようなキャッシュ・フローを見積りに含めることができると考えられます。

また、現行の IAS 第 36 号では、使用価値の算定において割引前のキャッシュ・フローを見積り、税引前の割引率で割り引くことが要求されています（IAS 第 36 号第 55 項）。実務上、資産の評価には税引後の割引率を使用することが一般的にあるため、税引前の割引率への調整はコストがかかり煩雑であるという意見が聞かれていました。

DP では、使用価値の算定における見積りを税引前ベースで行うか税引後ベースで行うかを問わず、キャッシュ・フローと割引率が一貫した仮定に基づいていることが重要であるため、税引前の割引率の使用に関する明示的な要求を廃止するという予備的見解が示さ

れました。DP へのフィードバックでは肯定的な意見が寄せられており、2023 年 3 月の IASB 会議において税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという要求を削除することが暫定決定されました。なお、引き続き、使用した割引率を開示する必要があり、企業は、使用価値の算定において税引前と税引後のいずれの割引率を使用したのかを開示することが求められます。

② 毎年の減損テストの免除

現行の IAS 第 36 号では、のれんを含む資金生成単位について、減損の兆候がない場合であっても減損テストを毎年実施することが要求されています (IAS 第 36 号第 90 項)。DP では減損テストの簡素化の観点から、当該要求を廃止することが予備的見解として示されました。しかし、DP へのフィードバックでは否定的な意見が寄せられ、減損テストの頑健性の低下のリスクや減損テストに関する有益な情報の減少が懸念されたことから、2023 年 5 月の IASB 会議において定量的な減損テストを毎年実施するという要求を維持することが暫定決定されました。

③ 減損テストの有効性

IFRS 第 3 号の適用後レビューで識別された減損損失の認識が遅くなる主な原因として、経営者の過度な楽観性とシールド効果 (例えば、取得事業と結合した既存事業において回収可能価額が帳簿価額を超過する金額 (ヘッドルーム) が十分にあることによって、のれんが減損損失から覆い隠されるような現象) があります。

DP 公表前のリサーチ・プロジェクトの段階で、IASB は減損テストの有効性の改善としてヘッドルームの変動に着目したモデルの導入を検討しましたが、有効な解決策としては支持されず、そのモデルの導入は見送られることとなりました。結果的に、減損テストを合理的なコストで大幅に改善することは現実的でないという判断が、IASB の予備的見解となりました。

DP へのフィードバックでは、IASB の予備的見解に多くの同意が示されるとともに減損テストの改善に関する提案も寄せられました。2023 年 5 月の IASB 会議では、フィードバックの提案も踏まえて審議した結果、合理的なコストによって現行の減損テストよりも著しく有効な別の減損テストを設計することは実行可能ではないと暫定決定し、予備的見解を維持することとなりました。

さらに、2023 年 7 月の IASB 会議では、合理的なコストでできる可能性のある減損テストの有効性の改善について検討し、現行の IAS 第 36 号第 80 項を一部明確化することなどが暫定決定されました。現行の IAS 第 36 号第 80 項は、次のとおりです。

(IAS 第 36 号より抜粋)

80 減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループのうち、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるものに配分しなければならない。これは、当該資金生成単位又は資金生成単位グループに被取得企業のその他の資産又は負債が配分されているかどうかを問わない。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、次のようなものとしなければならない。

- (a) のれんを内部管理目的で監視している企業内の最小のレベルを表している。かつ、
- (b) 集約前における IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 5 項で定義された事業セグメントよりも大きくない。

暫定決定の内容は次のとおりです。

- ・ 同項 (a) における「のれんを内部管理目的で監視している」を「のれんに関連した事業を内部管理目的で監視している」に置き換える
- ・ のれんに関連した事業を「監視する」ことが何を意味するのかについて明確化する
- ・ 同項 (b) における「事業セグメント」は、減損テストにおいて企業が使用できる最も高いレベルを示すことを意図したものである旨を明確化する
- ・ IAS 第 36 号がのれんを資金生成単位又は資金生成単位グループに配分することを企業に要求している理由を明確化する
- ・ のれんを含んだ資金生成単位が含まれている報告セグメントの開示を企業に要求する
- ・ 経営者が事後の業績の開示の目的で「戦略的に重要な」企業結合を監視することと、経営者が減損テストの目的でのれんに関連した事業を監視することとの相違を説明する

上記の修正は減損テストを抜本的に改善するものではありませんが、のれんの配分についての利害関係者の理解を深め、適切な単位での減損テストが行われることで減損テストの有効性を改善することが期待されます。

(3) 移行措置

2023 年 9 月の IASB 会議において、IASB は移行措置について審議し、取得日が IFRS 第 3 号の修正案の発効日以降である企業結合に対して、開示要求の修正案の適用を企業に要求することを暫定決定しました。

また、IAS 第 36 号の修正案の発効日以降の減損テストに、IAS 第 36 号の修正案の適用を企業に要求することを暫定決定しました。

いずれの修正案も早期適用が認められること及び初度適用企業にこれらの修正案の適用に関する免除規定は設けないことについても暫定決定しました。なお、発効日については公開草案では未提案となり、最終基準の公表時に決定されます。

4. おわりに

IASB は、2023 年 9 月の IASB 会議においてこれまでの暫定決定を踏まえて、IFRS 第 3 号の修正と IAS 第 36 号の修正の公開草案を公表するプロセスに進むことを決定しました。コメント募集期間は公開草案の公表後 120 日間とすることも決定しています。

2023 年 9 月末時点の IASB の作業計画上、2024 年前半に公開草案を公表することが目標となっています。

これで、2020 年 3 月に公表された DP に関する IASB の審議は一通り終了し、概ね DP の予備的見解を維持する結果となりました。のれんの償却再導入や減損テストの大幅な改善はなく、主に企業結合後の業績に焦点を当てた開示拡充の基準修正が提案されることとなります。本プロジェクトにより、のれんの減損の「Too little, too late」問題解消にどこまで迫れたのか来年公表される公開草案へのフィードバックも注視する必要があると考えます。